

第二種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正について

(諮問第3192号)

<目次>

1	諮問書	1
2	概要	2
3	第二種指定電気通信設備接続会計規則の一部を改正する省令案	5

諮問第3192号

令和7年1月21日

情報通信行政・郵政行政審議会

会長 相田 仁 殿

総務大臣 村上 誠一郎

諮 問 書

電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第34条第6項の規定による第二種指定電気通信設備との接続に関する会計の整理に係る省令委任事項を定めるため、別紙のとおり第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成23年総務省令第24号）の一部を改正することとしたい。

ついては、法第169条第4号の規定に基づき、上記のことについて諮問する。

第二種指定電気通信設備接続会計規則の 一部改正について

(第二種指定電気通信設備制度に係る状況変化を踏まえた規定の整備)

令和7年1月21日
総務省総合通信基盤局
電気通信事業部
料金サービス課

- 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第34条第6項において、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、第二種指定電気通信設備との接続に関する会計を整理し、及びこれに基づき当該接続に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表しなければならないとされている。
- 今般、「接続料の算定等に関する研究会」（座長：相田 仁 東京大学特命教授）における議論を踏まえ、令和5年度接続会計において費用配賦見直しが行われ、同研究会において見直し結果の検証が行われたところ、その検証結果を踏まえ、**第二種指定電気通信設備接続会計規則**（平成23年総務省令第24号。以下「二種接続会計規則」という。）**において、以下の規定整備を行う。**
 - ① 減価償却費及び施設保全費の配賦基準となる固定資産価額比の計算方法を総務省において検証可能とするため、**配賦整理書の移動電気通信役務費用整理表において、固定資産価額比の算出に用いた無形固定資産の取得価額（総額）及び固定資産の範囲の記載を求める。**
 - ② 減価償却費及び施設保全費に加えて、**通信設備使用料についても移動電気通信役務費用整理表の対象に追加する。**

第二種指定電気通信設備接続会計における規定整備【二種接続会計規則 別表第6】

別表第六 移動電気通信役務費用整理表の様式（第5条及び第10条関係）
（略）

様式第1 直課及び配賦に係る費用項目

（単位 円）

役務の種類	移動電気通信役務						合計
	音声伝送役務			データ伝送役務			
	直課している費用	配賦している費用	小計	直課している費用	配賦している費用	小計	
施設保全費							
減価償却費							
通信設備使用料							

様式第2 主要な直課対象の費用項目

	主要な直課対象の費用項目	当該費用項目の費用（単位：円）	当該費用項目を直課している電気通信役務の別	当該費用項目を直課している理由
施設保全費				
減価償却費				
通信設備使用料				

（記載上の注意）（略）

様式第3 主要な配賦対象の費用項目

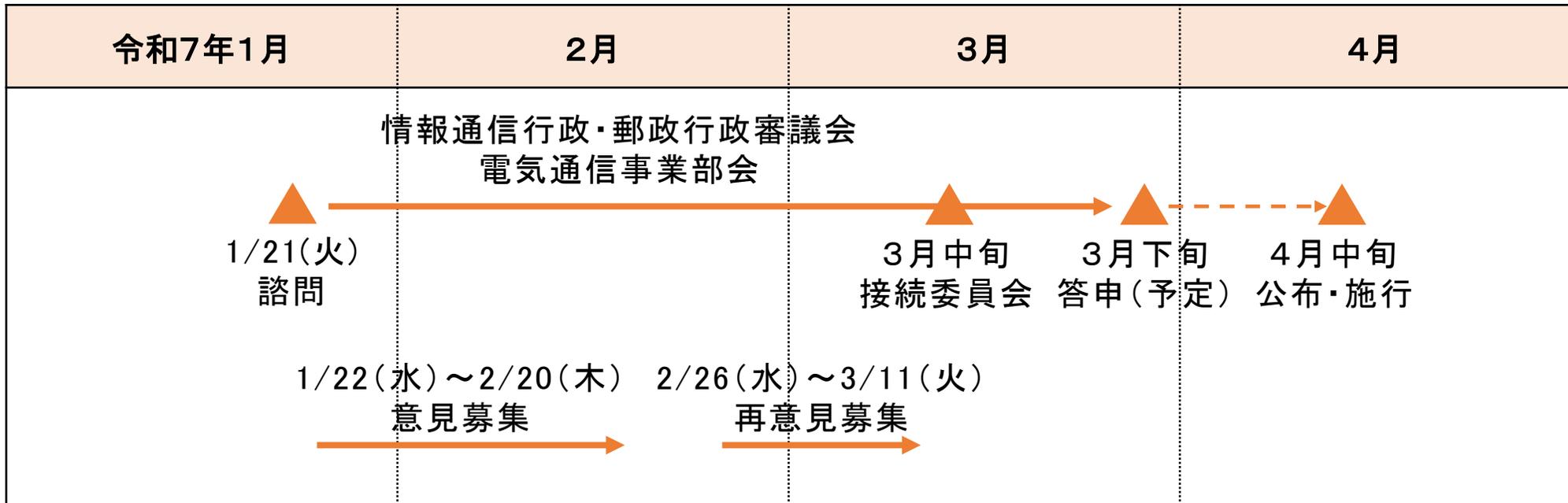
	主要な配賦対象の費用項目	当該費用項目の費用（単位：円）	当該費用項目の配賦基準	当該配賦基準の具体的な比率	当該配賦基準を採用する理由等
施設保全費					
減価償却費					
通信設備使用料					

（記載上の注意）
1～3（略）

- 4 「当該費用項目の配賦基準」の欄に**固定資産価額比（固定資産の取得価額を用いて算出したものに限る。）**を記載する場合には、当該固定資産価額比の算出に用いた無形固定資産の取得価額の総額を欄外に記載すること。
- 5 「当該費用項目の配賦基準」の欄に**固定資産価額比**を記載し、当該固定資産価額比の算出において一部の固定資産のみを用いる場合には、当該算出に用いた固定資産に係る固定資産区分名又は固定資産項目名を「当該費用項目の配賦基準」の欄に記載すること。

※ 改正省令の附則において、改正後の二種接続会計規則は、令和6年度接続会計（令和7年3月31日に終了する事業年度に係る接続会計報告書及び配賦整理書）から適用することを規定

- 本諮問内容について、令和7年3月の電気通信事業部会において答申を頂きたい。
- 答申後、総務省において速やかに接続会計規則の改正を実施する予定。



○総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三十四条第六項の規定に基づき、第二種指定電気通信設備接続会計規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

第二種指定電気通信設備接続会計規則の一部を改正する省令

第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成二十三年総務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

別表第六 移動電気通信役務費用整理表の様式(第5条及び第10条関係)
移動電気通信役務費用整理表

別表第六 [同左]
移動電気通信役務費用整理表

事業者名

事業年度 自 年 月 日
至 年 月 日

事業者名

事業年度 自 年 月 日
至 年 月 日

様式第1 直課及び配賦に係る費用項目

(単位 円)

様式第1 [同左]

(単位 円)

役務の種類	移動電気通信役務				合計
	音声伝送役務		データ伝送役務		
	直課している費用	配賦している費用	直課している費用	配賦している費用	
施設保全費					
減価償却費					
通信設備使用料					

様式第2 主要な直課対象の費用項目

様式第2 [同左]

主要な直課対象の費用項目	当該費用項目の費用(単位:円)	当該費用項目を直課している電気通信役務の別	当該費用項目を直課している理由

(記載上の注意)

(記載上の注意)

[1~3 略]

[1~3 同左]

様式第3 主要な配賦対象の費用項目

様式第3 [同左]

主要な配賦対象の費用項目	当該費用項目の費用(単位:円)	当該費用項目の配賦基準	当該配賦基準の具体的な比率	当該配賦基準を採用する理由等

(記載上の注意)

(記載上の注意)

[1~3 略]

[1~3 同左]

<p>4 「当該費用項目の配賦基準」の欄に固定資産価額比（固定資産の取得価額を用いて算出したものに限る。）を記載する場合には、当該固定資産価額比の算出に用いた無形固定資産の取得価額の総額を欄外に記載すること。</p>	<p>[新設]</p>
<p>5 「当該費用項目の配賦基準」の欄に固定資産価額比を記載し、当該固定資産価額比の算出において一部の固定資産のみを用いる場合には、当該算出に用いた固定資産に係る固定資産区分名又は固定資産項目名を「当該費用項目の配賦基準」の欄に記載すること。</p>	<p>[新設]</p>

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正後の第二種指定電気通信設備接続会計規則の規定は、令和七年三月三十一日に終了する事業年度に係る配賦整理書（同令第五条に規定する配賦整理書をいう。）から適用する。